

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 ふくしバス運行規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有するふくしバスの利用方法を定め、その運行を通じて社会福祉団体の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用者団体等)

第2条 ふくしバスを利用できる福祉団体は次のとおりとする。

- (1) 直方市シニアクラブ連合会
- (2) 直方市身体障害者福祉協会
- (3) 直方市民生委員児童委員協議会
- (4) 直方市ボランティア連絡協議会
- (5) 直方市内小学校区社会福祉協議会
- (6) 直方保護区保護司会
- (7) その他会長が必要と認めた団体

(利用者団体の経費負担)

第3条 ふくしバス運行に関する経費は社協の負担とする。ただし、有料道路通行料、駐車場使用料、施設入場料、その他特に必要な経費については、利用者団体において負担するものとする。

(使用許可申請)

第4条 ふくしバスを利用しようとする団体は、別紙（様式1号）ふくしバス使用許可申請書を使用日の10日前までに提出しなければならない。

(使用許可の決定)

第5条 会長は、前条の規程に基づき、ふくしバス使用許可の申請があった時、申請者団体の実態を調査のうえ決定する。

2 会長は、申請の可否を決定した時は、別紙（様式2号）ふくしバス使用許可決定通知書により通知しなければならない。

(損害賠償責任)

第6条 ふくしバス運行上、事故が生じた場合の損害賠償については、社協が加入している自動車総合保険（任意保険）限度額の範囲内とする。

(定員並びに運行時間)

第7条 ふくしバスの定員並びに運行時間は、次のとおりとする。

- (1) 乗車定員 運転士を除き28名
- (2) 運行時間 午前8時30分から午後4時30分

(運行の範囲)

第8条 ふくしバスの運行の範囲は県内、日帰りとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月26日から施行する。